

被ばく線量登録管理制度、放射線管理手帳制度における 旧氏（旧姓）の扱いの変更について

1. 背景（総務省ホームページより抜粋）

住民票、マイナンバーカード等へ旧氏（きゅううじ）を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が 2019 年 4 月 17 日に公布されました（2019 年 11 月 5 日施行。）。この政令改正は、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、様々な活動の場面で旧姓を使用しやすくなるよう、との累次の閣議決定等を踏まえ行われたものです。

これにより、婚姻等で氏（うじ）に変更があった場合でも、従来称してきた氏をマイナンバーカード等に併記し、公証することができるようになるため、旧氏を契約など様々な場面で活用することや、就職や職場等での身分証明に資することができるものと考えています。

※法令用語の「旧氏・新氏」は、以下「旧姓・現姓」という。

2. 旧姓が併記できる公的資料

住民票、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート

注) マイナンバーカードについては、放射線管理手帳発行時の公的資料として使用できません。

3. 放射線管理手帳の旧姓での発行について

住民票等への旧姓の併記手続きが完了しており、旧姓での放射線管理手帳の発行（新規、継続、再発行）及び変更について、本人が希望した場合には、旧姓が併記された公的資料を提示することにより旧姓による登録を可能とする。

ただし、運転免許証に旧姓が併記されていない場合であっても住民票または印鑑登録証明書で現姓及び旧姓が確認できる場合には旧姓での登録は可能とする。

なお、既に旧姓で登録された放射線管理手帳を所持している場合であっても婚姻等により現姓が変わった場合には放射線管理手帳の変更申請をする必要があります。

(例 1)

運転免許証 現姓、旧姓が併記されている場合は登録可能とする。

(例 2)

運転免許証 現姓のみ記載

住民票 現姓、旧姓が併記

両方提示すれば旧姓で登録可能とする。

4. 運用開始日

2020 年 1 月 1 日

以上